

育児休業取得促進 アドバイザー派遣 利用者の声



インターネットの情報と照らし合わせるだけでは不安だったが、社会保険労務士のアドバイザーが確認してくれることで安心できた。

当社が該当する助成金制度と一緒に検討してもらえました。提出書類のアドバイスいただき、助かりました。



Nぴかの申請における小さな疑問の数々を解消でき、無事に申請できました！

育児休業規程だけでなく、就業規則や関連規程など幅広くチェックしてもらい、時代に合っていない箇所や追加が必要な項目などが判明して、大変参考になった。



個人事業主として従業員の子育て支援について知識不足があったが、大いに助力となった。

若手の離職防止のために管理職への研修を依頼し、若手の考え方が40代以上と大きく異なることに驚いた。ギャップがあることを理解した上で、マネジメントしなければならないことが分かった。



申込方法などは裏面に！

考えなくてはならないことだらけの職場を、誰もが働き

好評につき
切延長！

育児休業取得促進 アドバイザー派遣

対象：県内事業所

1回あたり2時間程度（最大3回）

相談料：無料

就業規則の改正、男性育児休業促進、女性の活躍推進、
ビジネスケアラー、仕事と家庭の両立……

近年、仕事について様々な言葉が飛び交うようになりました。
時代に合った職場づくりをしていくことは、人材確保の一環として大切です。



しかし、自社で対応するには「制度が難しい」
「業務が忙しい」「専門家に頼むと費用がかかる」など、
考え込んでしまったり、後回しにしてしまったり……。
例えばこんなお悩みはありませんか？

「育休の社内研修会の資料はこれでいいの？」
「就業規則に問題がないか不安」
「規程は整備してるけど理解できていない…」
「助成金が分かりにくい」
「『Nぴか』『くるみん』などの認証を受けるには何からしたらいいの？」



アドバイザーとの個別相談で、誰もが働きやすい職場へ！

- アドバイザーは社会保険労務士や中小企業診断士など
- 育休はもちろんのこと、様々な職場環境の整備に活用可能

申込フォームへ入力



審査
派遣決定

アドバイザーを派遣し
職場環境に関する支援を実施

2月14日（金）まで（派遣は3月14日（金）まで）

※ 申込期限：~~令和7年1月31日（金）まで~~（予算に達し次第、受付終了）

お問い合わせ



産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582

